

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第267号
平成30年8月23日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

協力雇用主からの暴力団排除の推進について（通達）

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第14条に規定されている協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主）からの暴力団排除を推進するため、警察庁と法務省は協議の上、別添1「協力雇用主から暴力団を排除することに係る合意書」を締結し、平成30年9月1日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察においては事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本件に関しては、法務省保護局更生保護振興課長から別添2「協力雇用主の登録等に際して都道府県警察に対する照会を行う場合に留意すべき事項について」（平成30年8月23日付け法務省保更第84号）が発出されているので参考とされたい。

協力雇用主から暴力団を排除することに係る合意書

警察庁丁暴発第 268 号
法務省保更第 83 号
平成 30 年 8 月 23 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
服 部 準

法務省保護局更生保護振興課長
古 川 芳 昭

協力雇用主として保護観察所への登録を希望する事業主及び協力雇用主として保護観察所に登録されている事業主から暴力団を排除するため、警察庁と法務省は、都道府県警察と保護観察所との間で執り行う業務の運用について、下記のとおり合意する。

記

1 合意書の趣旨

協力雇用主とは、再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」という。）第 14 条において、「犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主」と定められており、保護観察所の長が、保護観察に付されている者及び更生緊急保護の対象となる者（以下「保護観察対象者等」という。）に対し、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 58 条に規定する補導援護及び法第 85 条に規定する更生緊急保護における就職の援助を行うに当たり、保護観察対象者等の雇用に協力する事業主を指すものである。

本合意書は、保護観察対象者等に対して適切な就労先を確保することに加え、再犯防止推進法第 14 条において公共調達における協力雇用主の受注の機会の増大を図るよう配慮することとされ、再犯防止推進法第 23 条において協力雇用主等民間の団体等の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等の必要な施策を講ずること等が規定されていることも踏まえ、暴力団への公金支出を防止するべく、保護観察所から都道府県警察

に対し、協力雇用主として保護観察所への登録を希望する事業主及び協力雇用主として保護観察所へ登録されている事業主について、暴力団排除事項該当性の有無を照会するものである。

なお、本件は、法第30条に規定する保護観察所の長による官公署等に対する協力等の求めに基づくものであることについて、合意に至ったものである。

2 排除の対象

協力雇用主から排除する対象は、次のとおりとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 照会、回答及び通知等の手続

(1) 照会、回答及び通知の手続

照会、回答及び通知（以下「照会等」という。）は、次の要領により、保護観察所と当該保護観察所が所在する都道府県を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）との間で行うものとする。

ア 照会

保護観察所の長は、事業主から協力雇用主の登録届を受理したとき、協力雇用主に刑務所出所者等就労奨励金に係る協力等依頼を行うとき又は協力雇用主が上記2に掲げる事項に該当するとの疑義が生じたときは、暴力団対策主管課長等に対し、当該事業主又は協力雇用主（以下「事業主等」という。）の暴力団排除事項該当性の有無について文書（別紙様

式例1)に加え、当該事業主等(当該事業主等が法人等であるときはその役員等)の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルのファイル形式(別紙様式例1別添。拡張子: xls)により記録した電磁的記録媒体(CD-R等をいう。以下同じ。)により照会するものとする。

ただし、照会の対象となる者が少ない場合等において、暴力団対策主管課長等の合意が得られたときは、文書のみで照会することを妨げるものではない。

イ 回答

暴力団対策主管課長等は、アによる照会を受理したときは、速やかに、当該事業主等の暴力団排除事項該当性の有無について、保護観察所の長に対し、文書(別紙様式例2)により回答するものとする。

なお、暴力団対策主管課長等は、事業主等の暴力団排除事項該当性の確認に際して、より詳細な情報が必要となる場合は、保護観察所の長に対し、更なる資料等の提出を求めることができるものとする。

ウ 通知

暴力団対策主管課長等は、アによる照会以外で、協力雇用主が暴力団排除事項に該当する事実を確認したときは、速やかに、当該協力雇用主を登録している保護観察所の長に対し、文書(別紙様式例3)により通知するものとする。

(2) 保護観察所の対応

保護観察所の長は、暴力団対策主管課長等から事業主等が暴力団排除事項に該当する旨の回答又は通知を受けたときは、速やかに、当該事業主等に対して協力雇用主として登録しない旨を連絡する、又は登録の抹消を行うものとする。

4 照会等に関する留意事項

(1) 文書又は電磁的記録媒体の受渡し

暴力団対策主管課長等と保護観察所の長との間の文書及び電磁的記録媒体の受渡しについては、原則として手渡しで行うものとする。

ただし、遠隔地であるなど、手渡しにより難しいと認められる特段の事情があるときは、両者の間で協議の上、郵便書留による送付をもって行うことができるものとする。

(2) 様式の変更等

別紙様式例1から3については、所定の事項が記載されていれば、適宜変更して用いても差し支えない。

5 情報管理の徹底

暴力団対策主管課長等と保護観察所の長は、本合意書に基づく照会等その

他必要に応じて相互に行う情報交換に係る情報について、本手続の目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止に万全を期すものとする。

6 連携の強化

暴力団対策主管課長等と保護観察所の長は、協力雇用主から暴力団を排除するため、照会等の手続に関して必要な相談を行うなど相互の連携を図るものとする。

7 保護対策

暴力団対策主管課長等は、暴力団員等による協力雇用主の登録業務等への不当介入事案があった場合、積極的に事件化を検討するとともに、必要に応じて、保護観察所職員等関係者に対する保護対策を適切に実施するものとする。

8 その他

- (1) 本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課及び法務省保護局更生保護振興課において、その都度協議の上、決定するものとする。
- (2) 本合意書に基づく業務の運用は、平成 30 年 9 月 1 日から開始するものとする。

※別紙は省略

法務省保更第84号
平成30年8月23日

地方更生保護委員会委員長 殿
保護観察所長 殿

法務省保護局更生保護振興課長 古川 芳 昭
(公 印 省 略)

協力雇用主の登録等に際して都道府県警察に対する照会を行う場合に留意すべき事項について（通知）

更生保護法（平成19年法律第88号）第58条に規定する補導援護及び同法第85条に規定する更生緊急保護として行われる就職の援助を適切に実施するため、保護観察所において暴力団又は暴力団員と関連のある事業主を協力雇用主として登録しないこととし、今般、当職と警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長との間で、保護観察所へ登録届を提出した事業主に係る暴力団排除条項該当性に関する照会等に係る合意書（以下「合意書」という。別添1参照。）を取り交わしました。

これに基づき、実務的な取扱いを下記のとおり定め、平成30年9月1日から運用することとしましたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知については、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長と協議済みであり、本通知の発出に併せ、警察庁から各地方機関の長及び各都道府県警察の長宛てに別添2「協力雇用主からの暴力団排除の推進について」（平成30年8月23日付け警察庁丁暴発第267号）が発出されていますので、参照願います。

記

1 都道府県警察に対する照会手続について

- (1) 保護観察所の長は、平成30年8月23日付け法務省保更第82号当職通知「協力雇用主の登録及び情報の管理等について」別添「協力雇用主登録等要領」（以下「要領」という。）の第2の2の(2)により登録届を受理した場合、協力雇用主に刑務所出所者等就労奨励金に係る協力等依頼を行う場合又は協力雇用主が要領の第2の2の(3)のアに掲げる事項に該当するとの疑義が生じた場合等において、要領第2の2の(3)のイにより都道府県警察に対して照

会するとき、暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、当該事業主が要領第 2 の 2 の (3) のアに規定する事項のいずれかに該当しているか否かについて、別紙様式例により、照会文書及び当該事業主（当該事業主が法人等である場合はその役員等）の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別等をエクセルファイル形式（別紙様式例の別添。拡張子.xls）により記録した電磁的記録媒体を手交又は送付すること。

ただし、保護観察所における協力雇用主の照会件数を勘案し、対応する都道府県警察の暴力団対策主管課長等の合意が得られたときは、文書のみで照会することを妨げるものではない。

- (2) 暴力団対策主管課長等から追加で資料等の提供を求められた場合には、必要性を確認の上、可能な限り協力すること。

2 登録抹消の通知

保護観察所の長は、上記 1 以外の方法により、暴力団対策主管課長等から合意書 3 の (1) のウによる通知を受けた場合には、速やかに、該当する事業主を協力雇用主の登録から抹消するとともに、別紙様式により、その旨を当該事業主に対し通知すること。

3 情報管理の徹底

保護観察所の長は、要領の第 2 の 2 の (3) のイによる照会及び回答に係る情報その他暴力団対策主管課長等との間で行われた協議や情報交換に係る情報については、利用目的以外に利用しないものとし、紛失及び漏えいの防止に万全を期すこと。特に排除対象となった事業主に対して回答に係る情報を漏えいすることがないように十分に注意すること。

4 警察との連携

保護観察所の長は、協力雇用主から暴力団を排除するため、照会等の手続において暴力団対策主管課長等と協力し、相互の連携を図ること。

5 保護対策

保護観察所の長は、暴力団員等による協力雇用主の登録業務等への不当介入事案が発生した場合には、担当職員等の安全を確保するため、速やかに暴力団対策主管課長等に相談し、適切に対応すること。

6 その他

合意書記の 8 の (1) において、合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課及び法務省保護局更生保護振興課において、その都度協議の上、決定することとされているため、かかる事項が生じた場合は、速やかに、法務省保護局更生保護振興課に一報すること。

※別紙は省略